

# 児童手当の手続きはお済みですか

**児童** 手当は小学校修了前の児童を養育している方で、所得が一定額未満の方に支給されます。平成19年4月からは、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図るために3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額が、第1子および第2子について倍増し、出生順位にかかわらず一律1万円となりました。

**現在、児童手当を受給していない方**

5月中に「認定請求」の手続きを  
所得制限等で児童手当を受給できなかった方でも、毎年6月に確定する新しい所得状況や家族の状況によって、今年度は受給できる可能性があります。受給するには申請手続きが必要ですので、手続きに必要なもの(下記)をお持ちになり、5月中に申請手続きをしてください。  
手当は申請した月の翌月分からの支給となります。手続きが遅れると遅れた月分の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

**転入された方、お子さんが生まれた方**

転入時、お子さんが生まれた時は15日以内に申請手続きを  
お子さんが生まれた方、転入した方などは申請手続きが必要です。  
生まれた日から15日以内、転入の方は転出証明書に記載されている転出予定日から15日以内に、必要なもの(下記)をお持ちになり、申請手続きをしてください。  
手続きが遅れると遅れた月分の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

**上記手続きに必要なもの**  
印鑑、請求者の保険証の写し、請求者名義の振込口座の控え、転入者は前住所地の市区町村発行の所得証明書

**児童手当の額**(平成19年4月制度改正後)

3歳未満の児童  
◇第1子、2子…月額1万円(改正前5千円)  
◇第3子以降…月額1万円(変更なし)

3歳以上の児童  
◇第1子、2子…月額5千円(変更なし)  
◇第3子以降…月額1万円(変更なし)  
※3歳の誕生日までの月額は一律1万円となりますが、3歳の誕生日の翌月からは第1子、第2子の手当額は5千円となります。  
(既に児童手当を受給されている方は、手当の額変更についての手続きは必要ありません。)

**これまで児童手当を受給しており、引き続き受給する方**

6月に現況届の提出を  
現在の所得や家族の状況を確認するため、6月に現況届を提出していただきます。対象となる方には後日、手続きの日程等をお知らせします。

**手続きの場所・お問い合わせ先**  
父母または子供が別居している等、特別な事情がある場合、その他児童手当についてわからないことがありましたら、下記へお問い合わせください。

**市役所子ども課子育て支援係**  
市役所1階6番のカウンター  
☎3111 内線364  
※公務員の方は勤務先での手続きとなります。

## 2か所目の子育て支援センター 北部子育て支援センターが開所

市内2か所目となる子育て支援センター、飯山市北部子育て支援センターが5月1日に開所しました。

市内には、しろやま保育園に併設する子育て支援センターがありますが、市内北部の地区からは離れており、冬期間の利用が困難であったことから、今回、太田地区大深の飯山市勤労青少年ホームに、北部子育て支援センターを併設しました。毎週月・金曜日の午前中に開所。運営は社会福祉協議会に委託されます。



△開所の5月1日には開所式が行われました。

**子育て支援センターのご利用を**  
子育て支援センターは、保育園・幼稚園へ入園前のお子さんと保護者が一緒に過ごしながら、他のお友達と遊んだり、子育て中の保護者同士の交流をしたりする施設です。  
無料で利用でき、事前のお申し込みも不要ですので、お気軽にご利用ください。

- 飯山市子育て支援センター「たんぼぼ」  
(しろやま保育園併設 ☎3111 5091)  
・利用時間:午前9時～11時30分、午後1時30分～4時
- 飯山市北部子育て支援センター  
(飯山市青少年ホーム併設 ☎3111 2841)  
・利用時間:午前9時30分～12時

4月に計6件の原野山林火災が…  
**火災が多発しています**

飯山市内では4月に計6件もの山林・原野火災が発生しています。  
たき火・田畑でのわらの焼却などの際は、風の強い日、乾燥している日は避け、バケツ等を用意し最後までその場を離れないようお願いします。



**クマ 出没注意!**  
春先から市内各地でクマの目撃情報が寄せられています。  
農作業・山菜採り等で、山へ出かける機会も多くなる季節ですが、「一人で山へ入らない」など、クマに襲われないための対策をお願いします。  
■クマの目撃等の情報は市役所農林課までお寄せください。



## 未就学児の子育てを応援します 「子育ておうえん券」のご案内

未就学児の子育てを行っている世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、市内商店街の活性化を図るため、「子育ておうえん券」を交付します。

**交付対象者** 平成19年4月1日現在、飯山市に居住し年齢5歳以下の乳幼児の保護者

**交付の内容** 5歳以下の乳幼児の人数×2万円分の子育ておうえん券

**利用可能期間** 平成19年7月1日～平成20年1月31日  
使用できるお店 飯山商工会議所加盟店から募集し、

登録された事業者  
交付の方法  
①6月上旬、交付対象者に「子育ておうえん券申請書」を郵送します。  
②6月下旬、児童手当・福祉医療費特別給付金の支給申請にあわせ、市役所においていただき、子育ておうえん券をお渡しします。  
その他 詳しくは、交付対象者に郵送するご案内の中に記載いたします。

**お問い合わせ先** 市役所企画財政課企画調整係(☎3111 内線391)

## 商業統計調査にご協力をお願いします

6月1日を基準日として、商業統計調査が実施されます。これは全国の商業を営む事業所を対象に、商業の実態を明らかにすることを目的としています。

調査結果は、国や自治体が行う各種施策のための貴重な資料となりますので、調査員がお伺いした際には、ぜひご協力をお願いします。

なお、調査票に記入された内容については、統計作成の目的以外に使用されません。

**調査期間** 平成19年5月中旬～6月中旬  
**お問い合わせ先** 市役所企画財政課企画調整係(☎3111 内線391)

## 「ついのり支援事業」のご案内

子供ができずに治療を受けている方への補助

飯山市では子供ができて治療を受けられているご夫婦に対し、治療にかかる医療費のうち保険適用外医療費の5割を補助します。

限度額は1か年度20万円、補助は5か年を限度とします。

**対象者**(次のいずれにも該当)  
◇法律上の夫婦であり、飯山市に引き続き1年以上住所を有すること  
◇市税等の滞納がないこと  
◇医療保険に加入していること

**お問い合わせ先**  
市役所保健福祉課 健康増進係 ころのり担当  
☎3111 内線187  
市のホームページから関係書類をダウンロードできます。



**長野県不妊専門相談センターのご案内**  
長野県では、「子どもを産むか産まないか」の自己決定への支援、不妊治療に関する情報の提供、「不妊の悩み」について話せる場としてセンターを開設しています。

**■開設場所**  
看護総合センターながの  
(松本市旭2-11-34)

**■相談日時**  
①不妊相談コーディネーターによる相談  
毎週火・木曜日 午前10時～午後4時  
電話相談・面接相談(面接相談は要予約)  
②産婦人科医師による相談  
毎月第4木曜日 午後1時30分～午後4時  
面接相談(要予約)

**■相談および面接予約専用電話番号**  
☎0263(35)1012

**■Eメールでの相談** funin@nursen.or.jp